

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画

令和5年6月6日

青森県知事 殿

提出者

住 所 青森県五所川原市字岩木町 12 番地 3

氏 名 つがる西北五広域連合つがる総合病院

電話番号 0173-35-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	つがる西北五広域連合つがる総合病院
事業場の所在地	青森県五所川原市字岩木町 12 番地 3
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	一般病院
② 事業の規模	438床
③ 従業員数	659人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	看護処置等により発生した感染性廃棄物を、専用ゴミ箱に分別し、清掃業者が保管場所への収集。その後委託業者による収集運搬後に焼却処分する。

(日本工業規格A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別産業廃棄物管理責任者：つがる総合病院長
役割⇒廃棄物管理規定の策定、改廃
廃棄物担当：管理課 事務部長 他組織員5名
役割⇒廃棄物処理計画の作成
廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
委託契約の締結
マニフェストの交付・管理他

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
排出量	141.690 t
(これまでに実施した取組)	
① 現状 新型コロナウイルスの影響で感染対策物品の防護具やコロナ検査キットの使用済み廃棄物が増大である。当院では昨年度 17,500 件の IDNOW 検査及び PCR 検査を行っているため、試薬・スワブ・防護衣など廃棄する物品が増大した。また、感染症病棟・救急室においては、以前まで廃プラで処分していたものも感染性廃棄物として処分せざる得ない状況もある。感染症病棟に入院した患者が使用した物品のほとんどが感染性廃棄物となる。 感染対策として取り組むことによって、感染性廃棄物が増えることになるのが現状である。	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
排出量	135 t
(今後実施する予定の取組)	
② 計画 今回 5 類に変更されたが、院内の感染対策はこれまで通りとなつてゐるため、これを抑制することは困難である。医療安全管理室及び感染管理室との連携をとり、各現場に抑制を促しているが難しい状況である。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 銳利な感染性廃棄物⇒黒プラスチック箱 プラ他感染性廃棄物⇒透明なポリ袋ケンボール箱 プラ系非感染性廃棄物⇒透明なポリ袋
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
感染事故防止のため院内では再生利用を行わない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量			t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		

	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	141.690 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t

	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	135 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 新型コロナウイルスは5類に変更されたが予想できない状況である。当院ではコロナ患者の受け入れを行うために感染対策の徹底を行っている。これからのコロナ患者の推移次第で処理委託量が増減すると思われる。医療安全管理室及び感染管理室との連携をとり進めて行く		
	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
(今後実施する予定の取組) 令和3年度から電子マニフェストに移行している。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。